

【管理運営状況公表様式】

令和元年度 青森県立はまなす医療療育センターの管理運営状況

県所管課	健康福祉部障害福祉課
指定管理者	日本赤十字社 社長 近衛 忠輝
指定期間	平成31年4月1日～令和4年3月31日

1 管理業務の実施状況

業務区分	概要
施設等の維持管理業務	土地、建物、附属設備及び備品の維持管理を適正に行った。
施設の設置目的に即した業務	青森県療育福祉・医療療育センター条例に基づく肢体不自由児、重症心身障害児及び障害者等の施設入所、通所及び短期入所業務の運営並びにそれらに伴う使用料の徴収業務を適切に行った。

2 管理施設の利用状況

利用指標	年度	計画	実績	計画対比	前年度対比
第二病棟（重症心身障害）の一日平均入院利用者数	H20	—	26.8	—	101.9
	H21	—	26.8	—	100.0
	H22	—	27.1	—	101.1
	H23	29.0	29.4	101.4	108.5
	H24	31.0	28.8	92.9	98.0
	H25	31.0	30.2	97.4	104.9
	H26	32.0	27.9	87.2	92.4
	H27	29.9	26.4	88.3	94.6
	H28	30.9	28.3	91.6	107.2
	H29	31.9	27.3	85.6	96.5
	H30	33.0	27.5	83.3	100.7
R1	33.0	28.2	85.4	102.5	
【増減理由】 保育所等訪問や外来等において幼児・未就学児に関する情報収集に努め、入所を推奨した結果、前年度と比べて微増したが、目標を達成することはできなかった。					
第一病棟（肢体不自由）・第二病棟の一日平均入院利用者数	H27	62.8	60.9	96.9	—
	H28	64.8	63.0	97.2	103.4
	H29	66.8	65.0	97.3	103.2
	H30	69.0	62.5	90.6	96.1
	R1	69.5	56.4	81.1	89.5
【増減理由】 手術後の集中的リハビリや効果的療育の実施に向けて、入所推奨に積極的に取り組んだが、重症心身障害児者の入所・入院が微増したものの、肢体不自由児者の入所・入院が減少したことで、対目標、対前年度いずれも大きく下回った。					

3 評価結果

評価項目	指定管理者自己評価	県所管課	
		評価	コメント
①サービスの維持・向上に向けた取組が適切に行われているか。	3	3	福祉オンブズマンについて、鍵つき投書箱の設置や相談窓口開設日の告知掲示により、施設利用者にとって活用しやすい環境となっている。また、利用者アンケート調査を実施し、可能な事から対応するとともに、寄せられた意見に回答するとともに公表している。
②利用促進に向けた取組が適切に行われているか。	3	3	各部門の業務について広報誌に掲載し、利用促進を図った。また、施設内の行事や避難訓練に町内会から参加してもらい、地域交流と理解の促進を図った。
③施設、設備及び備品の維持管理及び修繕が適切に行われているか。	3	3	設備及び備品の保守点検、維持管理等が適切に行われている。施設の清潔さについて、利用者アンケート調査により、高い満足度であることが確認された。
④緊急時の対応・安全管理などの危機管理が適切に行われているか。	3	3	医療安全管理指針及び災害対応マニュアル（事業継続計画）に基づき危機管理体制が構築されている。また、不審者対応訓練や隣接する学校の教職員も加わっての委員会活動等により、意識と対応力の向上が図られている。
⑤指定管理料が適正に執行されているか。	3	3	適正に執行されているが、経費節減についてさらに見直しを要する。
⑥成果目標達成のために努力が図られ、成果が上がっているか。	3	2	一日平均入院利用者数は、第二病棟（重症心身障害）では微増したものの、第一病棟（肢体不自由）では減少に転じて、成果目標を達成することができなかった。
⑦その他法令等を遵守した管理運営が行われているか。	3	3	労働法令の遵守、個人情報の保護いずれも適切に行われている。
⑧業務改善計画の達成状況	—	2	経営改善に向けて取り組んでいるが、一般会計繰入金数の目標数値は達成できなかった。 ・目標数値：72,533千円 ・実績数値：104,142千円
総合評価	3	2	利用者一人一人の個性を大切にするという基本的考えに基づき、施設の維持管理及び設置目的に即した業務に適切に取り組んでいる。管理業務改善計画に掲げた成果目標は達成することができず、さらなる経営改善が必要である。

○評価基準

- 5（秀）：業務水準書等の内容を上回り、特筆すべき実績を上げている。
- 4（優）：業務水準書等の内容を上回り、優れた実績を上げている。
- 3（良）：業務水準書等の内容が満たされている。
- 2（可）：業務水準書等の内容が満たされず、一部改善を要する。
- 1（不可）：業務水準書等の内容が満たされず、重大な改善を要する。